

『児童手当』の現況届は6月29日までに提出を!

現況届とは、前年の所得状況と受給資格の有無を確認するものです。そのため、現況届が未提出の場合は6月以降の児童手当を受給することができませんので、必ず提出してください。また、添付書類などに不備があった場合は、児童手当を一時差し止めることがありますのでご注意ください。

※昨年は法改正に伴う新規の申請手続きが必要であったため、現況届の提出は不要でした。

【現況届の提出】

現況届の用紙は、市児童福祉課より対象者の方へ6月初旬に郵送します。詳細は案内文書に記載していますので、現況届の内容をご確認のうえ必要事項を記入し添付書類などを添えて、市児童福祉課まで提出してください。

【提出期限】6月29日(金)

児童手当を受給されている方は、6月末(6月30日は休日で閉庁していますので、ご注意ください。)までに現況届を提出することが必要です。

【お問い合わせ・提出先】

市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)

TEL 32・2114 / FAX 32・3818



【持参するもの】

- ① 現況届(必要事項を記入・確認をしてください)
- ② 印鑑(朱肉使用)
- ③ 受給者(申請者)が厚生年金保険に加入している場合は、受給者(申請者)の健康保険被保険者証の写しまたは年金加入証明書
- ④ 受給者(申請者)と児童の住所が別の場合は、児童を含む世帯全員の住民票と別居監護申立書(住民票がともに小松島市内の場合、住民票は不要です。)
- ⑤ 平成24年1月1日に小松島市に住民票がない方は、平成24年度所得課税証明書(平成23年分)

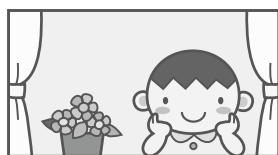
その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

※所得制限限度額以上の受給者の方は、平成24年6月分の手当から所得制限が実施され、手当の支給額が変わります。

障がい者 地域活動支援センター

NPO法人花みずき21世紀会が市の委託を受け、地域で生活している在宅の障がい者の方に対し、日中活動の場として自由に過ごすことができる空間を提供し、そこで作業やレクリエーションのサービスを行い、社会との交流促進などの支援を行っています。

参加など詳しくは、下記お問い合わせ先まで。



【お問い合わせ先】

NPO法人花みずき21世紀会
(中田町字狭間38番地の4)
TEL 34・0118 / FAX 38・6930

障がい者や家族の方からの 相談を受け付けています!

悩みや不安がある方は、お気軽にお電話ください。

◆ 障害者相談支援センターひのみね

TEL 32・0903 / FAX 33・3037

◆ 障害児相談支援事業所めだか

TEL 32・6084 / FAX 32・9706

◆ 淡島学園(阿南市)

TEL 0884・22・0379
FAX 0884・22・6648

◆ シーズ(阿南市)

TEL 0884・24・3366
FAX 0884・23・0263